

高齢社会をよくする 女性の会会報

No.93 1997年1月発行

高齢社会をよくする女性の会
東京都新宿区新宿2-9-1
第31宮庭マンション802号室
TEL.03-3356-3564
FAX.03-3355-6427
郵便振替 00100-0-79477



— 目 次 —

東京名物・師走のマリオンシンポ	1
厚生省へ提出の「要望書」	8
リレー・エッセイ③⑤ 中村雪江	10
男・老いを語る⑥④ 堀 達也	11
セミナー・都市高齢女性と住まい	12
グループ活動報告・福島	14
受賞報告・本の自己紹介	15
ブックレット紹介・事務局だより	16

一九九六年十二月十四日

東京名物・師走のマリオンシンポ

女たちの討ち入りシンポ

総合司会

渥美 右桜左桜
(本名、渥美雅子)

◎ 討ち入り一段目 ◎

—— 女性ジャーナリストが聞く ——

「どうたて直すか厚生行政、どうすすめる高齢者福祉」

出演 厚生大臣 小泉純一郎

女性ジャーナリスト出演者(順不同)

池田幸代(福祉新聞) 猪熊律子(読売新聞) 渡辺 聖子(テレビ東京)

渡辺雅子(いとと編集室) 辻本浩子(日本経済新聞) 永山せつ子(やさしい手)

牧島博子(TBS) 明珍美紀(毎日新聞) 宗像道子(共同通信)

村田幸子(NHK) 安井禮子(東京新聞) 山之上玲子(朝日新聞)

吉田聡美(時事通信)

司会 藤原房子(前日本経済新聞、東京都監査委員)

赤穂義士吉良邸討ち入りのまさにその日、十二月十四日、東京有楽町朝日ホールにて、女たちの威勢のいい関の声が挙がりました。

「…お呼びいたしましたるは小泉厚生大臣、このところお詫びに忙しい大臣に、女性ジャーナリストたちが大手搦手から質問の矢を發します。この攻めにどう

於・有楽町朝日ホール



この日一躍有名になった“渥美節”

応戦いたしまするか、はたまた首を洗って差し出すか、それはご覧になってのお楽しみ」という講師右桜左桜こと渥美雅子さんの名調子で「討ち入り一段目」が始まりました。

幹事社として藤原房子さんが進行役を務め、①、一連の厚生省の不祥事、福祉汚職、②、介護保険法案、③、男女共同参画についてそれぞれ各社一質問という取決めで行われた女性記者による公開記者会見は前代未聞、すでに満員の場内は熱気に包まれていました。

(以下一問一答は抜粋)

Q：朝日新聞・山之上記者

福祉汚職を招いた厚生省の体質を大臣はどう考えるか。キャリアの資質、訓練等に問題はなかったか。

A：小泉厚生大臣(以下同じ)

問題があったから、こういうことが起きた。「糞に懲りてなますを吹く」という批判もあるが、厳しい粛正策を出してなますを吹き続けたい。

Q：日経新聞・辻本記者

今度の不祥事で来年の福祉予算が削減されないか。

A：厚生省の予算は各省庁に比べても最大で一四兆円。今回の事件は補助金の仕組みを悪用されただけで、予算の重要性は変わらない。国民の理解を得て、介護施設等の予算も拡充したい。

Q：毎日新聞・明珍記者

政治献金は合法的なものであれば、もらって何が悪いんだ、という聞き直りの発言に対し、大臣の考えを聞きたい。

A：国会での私の発言を開き直りだと批判されたが、皆さんもよく考えてもらいたい。スポーツでも芸術でもテレビ、大

新聞でも、企業の寄付を受けないで活動できるものはほとんどない。献金者がい

かがわしい人物かどうかはもらったときにはわからない。一定の制限の上で個人献金を認める、企業献金、団体献金も認める、税金も使う、そういうバランスのある組み合わせのほうが現実的ではないかと思う。

Q：読売新聞・猪熊記者

介護保険法案実現への大臣の意欲のほどは？

A：大臣を引き受けるときに、介護保険法案と医療改革法案を強く言われた。ま
ず国民の期待の大きい介護保険法案を成立させ、次には反発が必至な医療改革に着手したい。

Q：東京新聞・安井記者

在宅介護を担う女性に対して、介護保険法案の現金給付の問題をアンペイドワークと絡めてどう考えているか。

A：介護保険導入は第一歩。在宅サービスを充実させ、施設の拡充を進めていきたい。現金給付が議論されているが、これは導入しない。ドイツの例など参考に



▲名行司役の
藤原房子氏



受けて立つ厚生大臣もタジタジ……



鋭い質問の矢を放つ女性記者陣営

問題点を見極めていきたい。

アンペイドワークについては、介護する方の努力はお金に換えられない貴重なもので「無償の愛」が一番尊いと思う。現金給付は慎重に取り組みたい。

(会場内ざわめく)

Q：時事通信・吉田記者

高齢社会は女性、特に嫁の負担が大きい現状について大臣の見解を伺いたい。

A：「無償の愛」は基本的な人間の精神だが、それだけでは福祉政策は成り立たない。年金、医療、介護等、働く女性たちの立場を充分配慮しなければいけない。女性の職場進出も当然の流れで、男女同じ立場で考えたい。

Q：共同通信・宗像記者

厚生行政での女性の登用をどう図っていくか？

A：女性を多く加えるのは大賛成。女性が一番多い児童福祉審議会でも八人で二割。できるだけ増やしていきたい。

Q：NHK・村田解説委員

高齢者の自立と選択を支援する仕組みとして成年後見法を介護保険法案と車の

開場を待つ人々の波

両輪として考えていかなければならない。具体的に進捗状況を聞きたい。

A：自立を助けるためにいろいろなサービスを充実させていきたい。制度を導入してから、一步一步実現策を考える。

Q：テレビ東京・渡辺記者

少子化に対して、女性への社会的支援策は？

A：子供は社会の宝である。お子さんを社会で共同して育てていく制度、充実策がこれから重要になると考えている。



⊗ 討ち入り二段目 ⊗

—— 怒れる女たちの討ち入り ——

「汚職を防ぐ女たちの知恵、ここに結集」

出演 沖藤典子／金森トシエ／貴島操子／駒野陽子／芹沢茂登子

袖井孝子／筒井圭子／中村雪江／林 慶子／谷嶋陽子（以上当会理事・運営

委員） ● 会場からも多数参加

司会 樋口恵子（当会代表）

怒れる女たちの討ち入り「汚職を防ぐ女たちの知恵、ここに結集」は、樋口恵子代表の司会で理事、運営委員ら一〇名が壇上上がり、白鉢巻きもりりしく、口々に怒りや嘆きを述べました。

続いて会場からも、神奈川、大分、東京、長野、千葉、鹿児島など全国から参加された会員たちが各地の現状報告や問題提起を行い、共感を呼びました。

前半締め括りは、壇上の「各々がた」がそれぞれの要求を掲げて立ち上がり、決意表明で幕となりました。

（木村民子記）

陣太鼓も勇ましく！



各々がた、用意はよろしいか！



鉢巻き姿もりりしい
沖藤（左）芹沢理事



当会名物「プラカードの揃い踏み」

◎ 討ち入り三段目 ◎

—— 他^どの国みて、わが国直せ ——

「ドイツ公的介護保険……… 八人衆のドイツ報告」

出演 石毛鏡子 / 沖藤典子 / 袖井孝子 / 林 慶子 / 樋口恵子
望月幸代 / 吉武輝子
司会 金森トシエ

一九九六年九月、ドイツの公的介護保険事情を視察に渡った八人衆の登場。金森さんの進行により、望月さんのスライドを交えた視察先（主な訪問先は以下に）紹介の後、各出演者から分野別に報告。

- バイエレン州労働社会省
- 疾病金庫バイエルン州連合会
- カソリック系福祉団体カリタス連合
バイエルン州本部
- カリタス・センドリング
ソーシャルステーション
- マックスプラント研究所
(成年者世話法について研究)
- 労働組合連合バイエルン州本部
- プロテスタント系デアコニー・イナ
レミッション老人介護士養成専門学校
- ミュンヘン市ハンスシーバーハウス

● アルゴイ地方ハンテンヴァンガー村の
民間ミニ介護ホーム

① 介護保険制度について (樋口)

ドイツでは、九五年一月から徴収が始まり、同年四月に在宅介護、続いて九六年七月から施設介護への適用が開始。日本とは違い公費は一切入らず、保険料は、七月からは収入の一・七%。但し雇用者の場合、雇用主と折半で負担。収入のない人(年額約六〇万円以下)からは徴収されない。被保険者は二〇歳以上の全国民。

サービスの給付は本人の申請により、介護金庫が審査し、家庭訪問の結果、三段階に認定する。在宅介護で認められている現金給付については、これまで不遇であった仕事をやめて介護にあたる女性

に、医療保険、失業保険、年金などを含め、現金が給付されるのは画期的なことだという男性たちの意見に対し、労働組合の女性は必ずしも賛成ではない。スタート時点では八割以上が現金を選択したが、直近一カ月は現金給付とサービスの現物給付の比率が五分五分となっており、現実は現金だけでは、やっていけないという面がでてきている。これは男性も認めているところである。

② 在宅介護のサービスシステムと
介護サービスの内容 (沖藤)

ドイツと日本の在宅介護の大きな違いを三つあげると、第一にソーシャルステーション(以下SSと略)の存在。SSは医療保険の時代から、ドイツの在宅介護を支えてきた。SSとは、日本でいえば在宅介護支援センターと訪問看護ステーションと若干の福祉事務所的機能を合わせ持つ。ミュンヘンでは、一二〇万人の人口に対し、大小合わせ、数百カ所のSSがある。訪問したSSには、三〇〇人の障害者・高齢者に対し、看護婦、公認老人介護士、その助手が各一〇人とソーシャ

ルワーカーがいる。

第二に自己負担額の違い。日本の介護保険法案では、一割といわれているが、ドイツでは利用料の自己負担はない。

第三に介護内容の違い。ドイツでは介護される人の状況に合わせて、きめ細かく介護できるよう、老人介護士の独自性を発揮した働き方が認められている。

③施設介護について（石毛）

ドイツでは今まで、施設介護は基本的に自己負担で、年金と貯蓄や家を売った金で支払われていたが、払えない人は社会扶助を受けることになる。介護保険が社会扶助分を軽減することが、期待されていたが、自己負担部分はかなり残り、効果は小さかったともいわれている。

日本のこれからと重ねて、関心がもたれる点を述べると、第一にドイツで施設に入れる条件は要介護状態にあり、かつ在宅介護が不可能な状態にある（介護者がいない、介護人の負担が大きい、住居状況が悪いなど）こと。一人暮らしでさびしいからといった理由から本人の希望で施設に入るようなことは、認められ

にくい。

第二に、介護保険施行後、市立施設への市の援助が禁止され、介護状況がシビアになり、話し相手をするとか散歩にするなどのソフトケアができにくくなっていく。

第三に、施設に介護の必要な人のみが集められていくとケットーのようになる可能性がある。これからの施設の形態・内容をどうするかは大きなテーマである。

④老人介護士養成校の内容と

マンパワーについて（袖井）

老人介護士は、養成校を出た人に与えられる州ごとの資格である。訪問した養成校の教育内容は、日本の介護福祉士養成校と似ているが、すばらしいのは、二年間の教育期間の最初の六カ月は、その人の介護職への適性を見極めるテスト期間とされていること。介護の技術の前に、自分自身を知り、高齢者を知り、そのニーズに合わせたサービスができるよう配慮されている。また、日本では講義が多いが、ここでは実習期間が六カ月ある。職業訓練ということで、授業料は失業保険

から出ている。但し、介護はドイツでも女性の仕事とされ、老人介護士も社会的地位はまだ低い。

日本で介護保険を導入するに当たって、マンパワーの問題がある。ドイツでは、男性が兵役義務のかわりに、老人や障害者の介護にあたる制度がある。この女性版として、ソーシャルイヤーというものがあり、ボランティアとして介護にあたり、少額だが賃金が貰える。若者が介護のマンパワーとなっていることは、介護保険の導入を容易にしたのではないか。

続いて、林さん、吉武さんからは、全体を通しての感想が述べられた。



熱心に聴き入る参加者

❖ 討ち入り四段目 ❖

—— 受賞はホントに嬉しいでショウウか ——
「介護嫁表彰から見えてくるもの」

出演 島根県 加藤尚子
 広島県 木村澄子
 埼玉県 田中蘭子
 司会 駒野陽子 コメント 樋口恵子

全国各地の「介護家族表彰制度」について、地方在住の会員の協力のもと、当会独自の実態調査を、九六年一〇月より実施している。今回はこの中間報告。樋口代表の本調査の趣旨説明の後、駒野さんが現在全県の調査が完了している一道七県の結果の概要報告。この中で、この制度を実施している地域が多かった県を担当した方の中から三名が、調査過程で明らかになった点などを発表。

(結果詳細は、全調査終了後に報告予定です。引続き、調査にご協力をお願いします。)

❖ フィナーレ ❖

最後に厚生省に提出する要望書に盛り込む「高齢者福祉をすすめるための有楽町アピール」を発表、締め括りは大熊一



“有楽町アピール”を声高らかに宣言

夫さんの指揮のもと、ベートーベン第九「歓喜」の大合唱となった。

(筒井圭子記)

当会の音楽担当大熊一夫教授の指導で、壇上、会場声を合わせての大合唱!



12月16日厚生省に向き、「要望書」を鈴木政務次官に手渡し説明する樋口代表ら



厚生大臣 小泉純一郎様

私たちは十二月十四日、有楽町朝日ホールにて開催された「女たちの討ち入りシンポジウム」で以下のような要望書を採択致しました。六百人を超える参加者の大半は女性であり、今回の不祥事への対応策、さらに二一世紀へ向けて介護の社会化、よりよい公的介護保険の実現へ向けて、とくに女性からの要望としてお受けとめいただきたいと存じます。

I 不祥事の再発防止のために

1 福祉を食いものにするな

福祉は人の命を支え、幸福を保障するもの。高齢者福祉のひろがりが増え、幸福を保障しようというとき、福祉を食いものにし、私腹を肥やした今回の行為は、国民の期待への裏切り行為。

2 飲み食い行政の根絶

政策決定を宴会など接待の場で行うことの根絶を求める。公務員パパはG H Q (Go home quickly)。家族と共に過ごす生活の中から何が今回必要な政策か、見定める力が育つ。

3 抑制服は官僚にこそ

痴呆症などの高齢者が、病院の中で縛られたり、抑制服という体の自由がきかない服を着せられている。不正なことをする一部の官僚の欲望にこそ、抑制服を。

4 住民参加の監視機構

許認可業務、公的資金の流れ、介護の質の保障の各段階にわたって、身近な基礎的自治体から国までの高齢福祉・介護にかかわる情報公開が必要。

住民が参加する監視機構の創設を望む。

5 計画策定への住民参加

保健・福祉計画策定は机上のプランでは住民の実態や願いとかけ離れてしまう。高齢者・家族を含む住民参画の道を透明性を保ちつつ開くことが必要。

6 介護実習なくして厚生省エリートなし

公務員は、戦後一時期はやった公僕ということばをいつの間どこへ置き忘れてしまったのだ。サービスを必要とする要介護者に接する介護現場を踏まずして、厚生官僚の資格はない。

7 東大に福祉・家政学部の設置

国立大学とくに旧男子系の大学に福祉学部も家政学部もない。最大の内政的課題である福祉や、生活者の視点からトータルに人間の一生を研究する家政学部が東大など男子系国立大学にないことは大問題。大学改革はここから始める必要あり。

東大法学部からの一極集中型採用も今度こそ見直す必要がある。

8 許認可事業に利権を許すな

贈収賄は論外だが、天下り確保を含め、許認可業務がすべての利権の対象となることは許されな

い。住民が個人であつても許認可行政の情報にアクセスできることを含め、情報の公開と共有が腐敗を防ぐ最良の道。一方、公務員の定年延長など高齢社会にふさわしい人事制度をつくり直す必要がある。

9 許すなひもつき出向、天下り

「天下り」ということは自体、官尊民卑の思想をあらわしている。民・官および地方と国の人事交流は、これからますます必要だが、あくまでも対等なものと言ひ合ひ、学び合える関係を確立する必要がある。

10 なくせ中尊地卑

地方自治体が中央(国)に対していかに弱い、形式的に許認可権が自治体にあつても補助金などを通して国に従属している実態が今回の事件ではつきりした。地方の主体性を生かせる公的資金の確保が必要。中尊地卑から中央・地方の同権へ。

11 公務員倫理法の早期制定

公務員ひとりひとりの高い倫理観が福祉に対する信頼の基礎になる。綱紀粛正をかけ声に終わらせないよう法的整備を早急に。公務員倫理法を情報公開法ともどもすすめてほしい。

12 なくせ男女のアンバランス

宴会型不祥事など、男女の数と地位のアンバランスが腐敗の土壌になる。計画策定からオンブツド機関まで、そして政治、行政、地域のあらゆる分野に男女共同参画を。

13 やっぱりよくない企業の政治献金

政治はスポーツや芸術のような趣味の世界と違って権力がある。その権力に対しての企業献金は見返りを期待すると思われて当然。政党助成金制度が実施された今、金のかからぬ政治を目指し、企業・団体献金はやっぱり禁止すべきだ。

II 安心できる介護を保障するために

1 認定・判定に住民の目

要介護の認定委員会の情報公開と住民参画、苦情処理委員会メンバーの半数を女性にするなど、住民の厳しい目が必要。

2 ポストの数ほどシリアル・ステーション

現在の在宅介護支援センター、訪問看護ステーションの統合、福祉、医療、保健の統合を。そして、ソーシャル・ワーカーの在勤も必要。

3 施設の手をけちらすな

手をけちらすと優しくならない。北欧と比べると四分の一、ドイツと比べてもかなり低い。スエーデンにはおおよびもないがせめてなりたやドイツなみ。

4 介護職養成は無料にせよ

専門的な介護職をめざす若い人はもちろん、中

年女性や退職男性のためにも介護職養成は無料に。現に北欧やドイツでも公費で養成されている。

5 介護職の地位向上

命のフィナーレを支える介護の仕事こそ最も人間らしい仕事、人間しかできない仕事として、尊敬される地位を確立する必要がある。もちろん女だけの仕事ではない。男も女も一生の仕事として、進路を選択できるよう、賃金をはじめ労働条件の向上と社会的評価を高める政策をとってほしい。

6 老いの道筋つけるケア・マネージャーを

ひとり暮らしの最大の悩みは「判断できなくなったらどうしよう」。安心を託せる老いの道筋を示してほしい。介護保険ではそんなケア・マネージャーを望む。

7 専業主婦も保険料

介護は国民の課題。専業主婦も国民の一人として保険料を払ってよいと思う。だから専業主婦に介護を一極集中させず社会的に介護を支えてほしい。

8 やっぱり反対・現金給付

現状では介護負担が一極集中している女性なればこそ、現金支給への希望はよく理解できる。だからこそサービスの拡充による介護地獄の解消という原点に立ち帰り、早急に介護サービス体制を整えるよう望む。家族の介護体験者には体験を生かした就労保障、介護福祉士資格に算入するなどの配慮をしてほしい。

9 地域の中にミニホーム

デイホーム並みの小規模施設を、人里離れた遠

くでなく、住み慣れた町の中につくるよう、規模などの規制緩和を望む。役場や郵便局の隣にあるような、地域全体に人生百年それぞれの年齢の人々の姿が見え、声が聞こえるような地域社会の構築を。

10 PTAからDSA

(Daughters & Sons Association)

親たちは子どもを通して学校で多くの仲間と出会った。老人ホーム・サービス機関もまた、地域の共有資源として、地域のより若い世代が支え、新たな出会いの場となることができる。学校も施設もタテワリの壁を崩し、市民の一生を支える社会的資源として市民のために活かして使ってほしい。

11 人権守る苦情処理

在宅であれ施設であれ必要なときは高齢者みずからアクセスできる苦情処理機関が必要。また高齢者の人権を守るために、高齢者の立場を代弁できるひとり暮らしを守る成年後見法の創設に早く取り組むよう要望する。

12 教育制度にボランティア・イヤーを

ドイツには、男子は徴兵拒否の代替として、女子にはボランティアとしての福祉現場での労働体験が、ソーシャル・イヤーという名で年金資格と共に若者の人生コースに組み込まれている。こうした制度の導入は世代間連帯のためにも、若い世代の全人的発達のためにも必要だ。

なかむらゆきえ
中村雪江



ふれあいの中で 得ること多く

昨年から行き始めた神戸市の仮設住宅でのボランティア。神戸市から仮設住宅の一室を提供していただき、医療機関で働くソーシャルワーカーが全国から参加している。相談室での相談はもとより、訪問を主として、水曜日はお茶会を開催し、ふれあいの中からニーズを自然に発掘するよう心がけている。高齢者と障害者の仮設なので神戸市が委託した施設から生活支援員が月々金（九時～五時）まで派遣されているが、土・日は不在。私の訪れる土・日の仕事は相談の他に、介護を必要とする方たちの食事の準備、買

い物、ポータブルトイレの処理等がある。共同炊事場で立ち話をすることも多いのだが、男性の姿が見られないのが気掛かりの一つ。ここでは今のところ孤独死を聞かないことが幸いと思っている。住民自ら企画する行事も増え、自立傾向が見られるようになってきた。シャトルボールドアを開けるお年寄りも増えている。今、最も話題になってきているのは「住」の問題、今度の抽選では二〇世帯当選したという。三〇〇世帯だから一五倍というところ。

Sさんは、車椅子生活。パートで働く夫と息子さんが一室で生活している。当選しても家賃が払えるかどうかと嘆く。先月訪れた時、夫が癌と診断されて入院中と、泣きながら訴えた。夫は土・日帰宅し、いつも通りSさんの面倒をみているという。訪れると、妻の入浴介助を行うところだった。「ご無理なさらないでね」というと、「今、できることをやりたいので……」というこぼが返ってきた。私には、「ふと、サルトルの「現在、わたしにできることは、いまの状態を受け入れて、これを点検し可能性を見積り、できるだけ上手にこれを使うということにつきる」といったことばが重なり、生きるこの意味を鮮烈に感じさせていた。これからのときだった。私の神戸行きはこれからは続く。ふれあいの中で多くのことを学ばせていただきながら。

プロフィール

㈱東京都医療社会事業協会会長を経て
群馬社会福祉短期大学教授。「高齢社会をよくする女性の会」理事、運営委員。

（次回は高見澤たか子さんをお願いします）



「生きがいのある人生」 に必要な家族と応援団

ほり たつ や
北海道知事 堀 達 也

1935年北海道生まれ。北海道大学農学部卒。北海道庁林務部を皮切りに、生活環境部、土木部、総務部を歴任。平成5年北海道副知事を経て平成7年4月北海道知事に就任。

北海道も本格的な冬を迎えました。

私は、知事に就任して二度目の冬を迎えておりますが、この間、北海道内を駆け巡り、改めてその広さや自然の雄大さ、厳しさを実感するとともに、それぞれの地域で様々な方々に出会い、お話を聞きしたり、活躍ぶりを目の当たりにして、深い感銘を受けることが度々ありました。ある会でお話をお聞きした九三歳の大変お元気な男性もその一人です。

その方は、屋根の葺きや測量などの仕事に長年携わり、現役を退いた後は、近所から頼まれると若い頃から自宅の庭いじりで腕を磨いた庭木の剪定を気軽に引き受けたり、七〇歳を過ぎてから趣味として始めたカラオケや舞踊の発表の場を求めて、近隣町村まで出かけて行ったりという忙しい毎日を過ごしています。健康の秘訣はというと、「ニンニクやニンジンを漬けた三五度の焼酎に蜂蜜を混ぜて飲んでいるんだ」と目尻にくつきりと皺を寄せて笑顔で語ってくれました。私は、その方の目尻の皺に人生の長さ

と幾多のご苦労に思いを馳せながらも、ものにこだわらない自由闊達な人柄とお見受けいたしました。

この方のように、若い頃からの豊富な経験と趣味や特技を生かしながらまわりの方々の期待にこたえ、さらに、自らも楽しむことが、本当に「生きがいのある人生」ではないかと思えます。

豊富な知識や経験に裏打ちされて、優れた才能や特技を発揮できる高齢期を送るためには、ご本人のそれまでの努力や人柄、健康状態も重要なことではあります。そうした本人の活動を温かく見守ってくれる家族や、それを応援する地域社会があつて初めて可能になるものだと思います。

私は、お話を聞きながら、この方のまわりには一体どんな家族や応援団がいるのだろうか、しばし思いを巡らすとともに、このお話にはこれからの高齢社会における自治体行政に多くの示唆を与えるものが含まれていると感じたところですので。

一九九六年一月八日

都市高齢女性と住まい

於・東京ウイメンズプラザ

講師：早川和男（国際居住福祉研究所長、当会理事）

熊谷政子（国分寺市高木町自治会長、国分寺市

市民防災推進委員会委員長）

司会：高見澤たか子（当会理事）

高見澤 高齢社会をよくする女性の会では阪神大震災を機に私たちがこの東京でも安心して住めるだろうか、昨年十一月に第一回の勉強会を行った。今日はその第二回ということで、特に都市高齢女性と住まいという視点で前回もご出席の早川先生にお話しいただきたい。



司会の高見澤たか子理事

早川 神戸はかなり復興しているイメージがあるが、とんでもない。役所は都合のよい発表をしている。復興したのは道路、鉄道、橋などで、四万数千世帯が仮設住宅に入っているが遠隔地にあり、七割以上が六五歳以上で孤独死も多い（一〇五人死亡、うち自殺一〇人）。

1 住宅災害は高齢者災害。家を安全にすることが防災の第一。

五、五〇二人が亡くなったが、その八八％は家の倒壊。残りの一〇％が火災で死亡。高齢者の死亡の割合は高く六〇歳以上が五三％である。生命の安全は住宅環境が安全でないといけないし、その上にこそ福祉が機能する。

2 日常からお年寄りの健康や安全を守ることが防災につながる。

老人病、慢性疾患は住環境に強く影響を受ける。震災でつぶれた老朽家屋は狭く、ふだんから歩くこともできず、寝たきりにならざるを得ない住環境だった。避難所に四〇万人が避難し、八百数十人が亡くなった。お年寄りで助かったのは、

老人ホームやデイケアセンターに避難した人。老人施設は日頃からお年寄りの健康を守る所であるからである。公園その他市民の日常の安全や環境を守ることに、それが防災につながる。日常の延長線がいのちを守るといえる。

3 第二回ハビタットの居住の権利宣言。

国連一八〇カ国全部が集まって開催されたこの会議では「それぞれの人間は適切な住居を求める権利を有する。強制退去してはならない」等の「居住の権利宣言」を行った。この時反対したのはアメリカと日本。反対の理由は「一九四九年に世界人権宣言で衣食住の権利を保障する義務があると言っているから」ということだが、これにカナダやアメリカの女

性NGOが猛反撃した。「人権を守ったからといって安全に住む所がなかったら、健康も守れないし、子供も発達しない。家族の調和も得られない」と。

居住の権利の意識をもっと強く持つことが必要。福祉の基本は安全な居住空間である。これからのキーワードは「居住福祉」であり、市民が主体的になって居住政策、都市政策の策定過程に参加していくことが必要である。



被災地の問題点を説明する早川和男氏

高見澤 次に「ふるさとづくり賞」で内閣総理大臣賞を受賞された熊谷さんから防災の街づくりのご体験を伺いたい。

熊谷 国分寺の高木町は人口二六〇〇人、約八〇〇世帯。自治会は六〇班に分かれている。昭和五三年の宮城地震でプロック塀が倒れて子どもが死亡したという話

語質
にと者
氏参加
政子の
谷答
元熊の
疑応



に強い衝撃を受け、なにか自治会で取り組めることはないかと、市の防災講座を受講、終了と共に防災推進委員になり、モデル地区に指定された。

活動として取り組んだことは①危険災害地図を作り、それは生け垣作りなど塀の改善へと発展。②次に四メートルに満

たない道の場合、消防車やはしご車が入れるように建築会社と交渉して塀のない家並み作りを行った。③防災訓練を毎月定例会のあとに行う。④みんなで作った「高木町へいづくり宣言」や「高木町まちづくり宣言」の目標のもとに、「まず話し合う」「無理をしない」「できることから始める」「行政とは私達の自主性を重んじながら、よいパートナーシップをもつて」やってきた。

この後、参加者との活発な質疑応答があり、「居住の権利」と「居住福祉」という言葉をかみしめつつ散会した。

(文責 芹沢茂登子)



当日夜同会場ホールで満員の聴衆を前に記念講演をする樋口代表

高齢社会をよくする女性の会・福島

思いを伝えて 被災体験を聴く会から

代表・中西郁子

阪神淡路大震災から二年が過ぎ、福島ではニュースを通じて被災地の情報を知る程度になっています。

女性の会／福島では昨年七月十三日、「安心して生きられるってどんな町？私の阪神淡路大震災―被災体験を語る」という会を持ちました。

震災が人々の話題になることも少なくなりはじめている今、これまでの救援する側からしか聞くことができなかった現地の情報を当事者に語っていただいて、共に支え合う道を考えたいというものでした。

語り手は当会会員の山林知左子さんにお願いました。ご自身の被災体験は語りにくいものであったでしょうが、お引き受けいただいて感謝しております。

加した方たちは、時には笑い、時には言葉を探して語られる闊達な話しの中に、被災の厳しさ生々しさを十分感じとることができたようでした。

今回のこの会はいままでの会と反応が全く違いました。マスクミを通じてPRしても申込みがなかなか増えないのです。ついには講演で福島にいらした樋口代表にまでPRしていただきましたが、もしかしたら震災は忘れられたのかと思うほど、最後まで手応えらしい手応えがありませんでした。

しかし当日、ふたを開けると静かに入ってくる人、人、人。椅子が足りなくなつて大慌てという始末です。うなづきつつ聞く人に感動した山林さんが「うなづきボランティア」とおっしゃった程で、熱

心に聴き、胸の思いを語るような会場の発言も続きました。

震災の記憶は忘れられていません。被災地の人たちの生活再建や、自立の支援は、私たちの暮らしにも直結する問題だからです。

安心して生きられるってどんな町？福島から問い続け、思いを伝えたいと思います。



——おめでとうございます——

大阪府「プリムラ奨励賞」を受賞して

山田孝子（高齢社会をよくする女性の会・大阪）

一九九六年の秋、仲間と共に大阪府からプリムラ奨励賞を受賞しました。受賞理由には「女性問題の視点に立って企業を起こし、男女協働社会の実現に今後一層の活躍が期待される」とあります。何よりも、今後の活躍が期待されるという言葉が嬉しく響きました。

大阪府主催の女性問題講座を受講した仲間が志を持って集まり「アトリエF」という株式会社を創立したとき、私は五七歳でした。主婦が集まって会社をつくってもいつまで持つか…?という雑音にもめげず会社は創業十周年を迎え、経済的自立も、仕事の内容も評価された賞です。しかも、今後の活動に期待する奨励賞なのです。新しいことを始めるのに年齢は関係ないというモデルとして、今回の賞は高齢社会の可能性を示してくれたと思います。平均寿命まであと何年?…淡々と、できる限り自然体で、老いに逆らわず、老いを卑下せず、ちよっぴりは期待にも応え、今後も活動を続けていくつもりです。

本の自己紹介

「女が素敵な子どもの本」
それからのノラたちの選択

木村民子著

（近代文芸社刊 一五〇〇円）

「自分も楽しみながら子育てしたい」「家事育児だけで一生を終わりにたくない」と思っている母親たちが増えているにも関わらず、子どもの本には「三歳児神話」や「母性神話」に根差した良妻賢母が圧倒的。これでは、子どもの本を読んであげるお母さん自身納得がいきません。次世代を担う子どもたちへの影響も心配。イプセンの『人形の家』のノラの延長にありながら、現代の女性たちはもっと違った生き方を選択しています。

著者は自分の子育て体験から、また仕事で出会った様々な女性たちの生き方と重ね合わせて、生き生きとした素敵な女性たちを子どもの中を探りました。フェミニズムでは「主婦や家事をどうとらえているか」「母性はどう扱われてきたか」「女はどう老いるか」などをバックボーンとして解説し、妻として、母として、女としてどう生きるか、子どもの本の著者たちの熱い、密やかなメッセージを紹介しています。

「老いが老いを看とるとき」
在宅介護七年のくふう

青木みか著

（ミネルヴァ書房 一五四五円）

「寝たきりとほけにはなりたくない」というのが誰もの本音である。ぽっくり寺へのお参りは年々増加するが、信仰だけでは予防できない。いつ誰に訪れるか解らないこれらのアクシデントにどのように対処すればよいのであろう。

まず第一に当事者の人権を尊重したい。在宅か施設入所かは本人の意志で選択させたい。残存機能を十分に活用させながら人間らしい交流を続けたい。ほけも早期発見と適切な治療で症状は好転する。第二に強調したいことは在宅ケアが家族の犠牲を伴わないよう公的サービスを充実させることの重要性である。

これらのことを痛感しながら九八歳の寝たきりの母を看とる七二歳の著者の体験記である。主な項目は、「寝たきり上手、生き上手。手ぬき介護のすすめ。寝たきりをなくするための三つの条件。寝たきりでもできる自立排泄。ベッドの上でも社会参加。中福祉・中負担のあり方。パラ色の長寿をめざして」など。

公的介護保険 Q & A

高齢社会をよくする女性の会編

へ岩波ブックレット No.416

高齢社会をむかえる日本。

そのための介護のサービスを整えることが、急がれています。

そして、社会的介護サービスとして、いまもっとも注目を集めているのが公的介護保険。それを、保険料、認定の方法、在宅や施設でのサービス、医療費との関係、ヘルパーの育成など具体的に説明しながら、問題点も明らかにし、今後私たちが考えていくべきことを明らかにしているのが、この本です。

内容は、「公的介護保険の背景」「介護が必要かどうかは、どのように認定されるのか」、「在宅で受けられるサービス」、「施設で受けられるサービス」、「医療費はどうか」、「介護の担い手」、「基盤整備と市町村」、「保険料と利用料」、「保険の適用への不服申立」、「公的介護保険と女性」からなっています。

執筆者は、樋口恵子、林慶子、

沖藤典子、袖井孝子、望月幸代、

石毛鏡子、金森トシエ、の各氏。

そのほか、巻末に資料として、「介護保険法案要綱案」がつけられています。

なお、この本はQ&A方式で書かれていますので、とてもわかりやすく、入門書としても最適です。
(坂本純子)

◎この本のお求めについて
一般書店で手に入りにくい場合は当会事務局へお申し込みください。すぐお送りいたします。(本代は一冊四〇〇円)
その場合、恐縮ですが送料の実費負担をお願い申し上げます。

一〜二冊は二四〇円、三〜四冊は三一〇円、五〜八冊は三八〇円です。但し、十冊以上一括送りの場合は当会で送料を負担いたします。

勉強会のテキストとして最適ですので大いに活用ください。

事務局だより

明けましておめでとうございます。

皆様からご丁寧なお年賀状がたくさん届き、感謝しています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

☆「私たちの討ち入りシンポ」は大盛況で、今年も十二月十三日に「討ち入り」決行します。なお「エイボンバザー」の収益は十六万三千八百円でした。今後の活動資金として有効に使わせていただきます。

☆二月例会は超ビッグなゲストをお迎えします。お申し込みはお早目に。

☆今年度の会費をうっかりお忘れの方、振込用紙を同封いたしましたのでお調べください。なおご不明の点は事務局まで。

☆「家族介護者表彰」調査にご協力を！
三月末をメドに全市町村の調査を終了したいと思えます。運営委員、事務局からお願いがいきました節はどうぞよろしく。
☆会員からの要望で広告チラシを同封することがあります。手順を踏み規定の折込料を負担頂いていますが、当会の活動とは直接関係ありません。(新井優久子)